

## 平成 30 年度「肝炎デー」及び「肝臓週間」における京都府の取組みについて

## 1 期間

肝炎デー	平成 30 年 7 月 28 日 (土)
肝臓週間	平成 30 年 7 月 23 日 (月) ～7 月 29 日 (日)

## 2 具体的な取組み内容

## (1) 厚生労働省からの肝臓週間の通知及びポスター送付

- ・保健所及び市町村に厚生労働省からの通知及びポスターを送付
- ・広報を行う際の例文を作成

## (2) 街頭啓発活動の実施

- ・日時：平成 30 年 7 月 27 日 (金) 12 時から 12 時 30 分まで
- ・場所：四条烏丸交差点周辺
- ・参加者：京都府、京都市、京都肝炎友の会、  
京都府立医科大学附属病院肝疾患相談センター

## (3) 新聞広告の掲載

- ・平成 30 年 7 月 28 日 (土) 京都新聞 朝刊

## (4) ラジオ CM

- ・平成 30 年 7 月 21 日 (土) ～27 日 (金)  
FM 京都 60 秒 CM

## (5) ラジオ放送への出演

- ・平成 30 年 7 月 27 日 (金) 9 時 42 分頃から 5 分間生出演  
FM 京都 「α-MORNING GOLD」内 Kyoto Prefecture Eyes

## (5) テレビ放送 CM

- ・平成 30 年 6 月 18 日 (日) 6 時 30 分から  
KBS 「おはようかがやき世代」内 1 分間インフォマーシャル

## (6) その他

- ・啓発リーフレット及びウエットティッシュの作成
- ・府民だより 7 月号への掲載

京都新聞 平成30年7月28日(土) 朝刊



# 肝炎ウイルス検査はお済みですか？

一生に一度は  
肝炎ウイルス検査を  
受けましょう！

B型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超すと推定され、国内最大級の感染症といわれていますが、自覚症状が出る頃には重症になっているケースが多くあります。京都府では、肝炎ウイルスの無料検査を府各保健所及び京都府が委託する医療機関で実施しています。まだ受けたことがない方は、肝炎ウイルス検査を受けましょう。



京都府の  
無料検査

肝炎ウイルス検査が受けられるところ	検査費用等	事前予約の有無
京都府各保健所	無料・匿名	要予約
京都府が委託する医療機関	無料	医療機関で異なります

● 詳細な実施場所・実施時間は、京都府ホームページで確認いただけます。



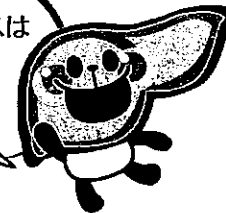
京都府 肝炎検査 検索

● 京都市にお住まいの方は、京都市が委託する医療機関(約370機関)で受けられます。



京都市 肝炎検査 検索

肝炎ウイルスは  
肝炎、肝硬変  
肝がんの  
原因です



問い合わせ先 京都府健康対策課 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 TEL.075(414)4766

## 世界肝炎デー

7月28日(土) WHOが定める世界肝炎デー。肝がんの原因ともなる肝炎ウイルス感染の有無は、府保健所や委託医療機関で実施している無料の血液検査で調べることができます。一度も受検したことがない方は、この機会に検査を受けてみませんか

健康対策課  
TEL075-414-4766 FAX075-431-3970

府民より7月号



NHK総合テレビ 毎週水曜日・午後7時30分から放送中  
<http://www.nhk.or.jp/gatten/>

## あなたは受けた？”がんにならない”検査

2018年05月16日放送



### 今回の番組について

「がん検査」には胃カメラや乳がんのマンモグラフィなど“がんを早く見つけるための検査”がある一方、“がんにならないための検査”もあります。代表的なものが肝臓がんの原因の8割ほどを占めるB型・C型肝炎ウイルスの検査です。感染していると肝炎→肝硬変→肝臓がんと進むことがあり、早く見つけて治療をすればがんになるリスクを大きく減らせます。しかも「血液検査だけでOK」

「原則無料」とお得で手軽ですが、成人の5割以上が検査を受けていないという調査結果もあります。かつての予防接種の注射器の使い回しなどで多くの人がひと事ではない肝炎ウイルス。肝臓がんにならないために知ってほしい情報をお伝えしました。



### 今回のお役立ち情報

#### 肝臓がんの原因は8割が肝炎ウイルス！

年間28000人以上が亡くなっている肝臓がん。肝臓がんになる原因はアルコールと思われがちですが、実はB型とC型の肝炎ウイルスが8割を占めます。感染を放置しておくと肝炎～肝硬変～肝臓がんへと進行してしまう危険性があります。C型肝炎ウイルスの場合、慢性肝炎を治療せずに30年放置すると20～25%の人が肝臓がんになると言われています。肝炎ウイルスは薬での治療が可能なので、早く感染を見つけて治療し肝臓がんを予防することが大切です。

#### 肝炎ウイルスはどのように感染する？

B型・C型とも肝炎ウイルスは血液を介して感染します。そのためふつうの生活をしている中ではほとんど感染することはありません。しかしかつては予防接種の注射器の使い回しや出産時の母子感染、カミソリの共用などで感染が広がったと考えられています。現在は、母子感染、注射器ともに対策が行われているためほとんど心配する必要はありませんが、注射器の使い回しは1988年1月に厚生省（当時）が正式に禁止の通知を出すまで行われていた可能性があります。そのため、30歳以上の日本人およそ9000万人は注射器の使い回しによる感染が否定できません。またピアスの道具やカミソリの共用などによる感染の可能性を考え、20歳以上の人は一生涯に1回は検査することが勧められています。

### 肝炎ウイルス検査とは？

肝炎ウイルスは感染していても症状が無く、ほとんどの場合、自分では感染に気づくことができません。また一般的な健康診断の血液検査で調べるのは肝機能（肝臓の健康状態）で、それだけではウイルスの有無はわかりません。だからこそ肝炎ウイルス検査を受けることが大切です。

#### ◎肝炎ウイルス検査の特徴

- 肝炎ウイルスはふつうの生活では感染しないので一生に1回受ければOK
- 血液検査だけでOK

#### ◎肝炎ウイルス検査を受けられる施設

- 全国の保健所  
→受けられる曜日や日時などが決められていることが多いが、原則無料で受けられる。
- 近所のクリニックなど  
→市町村から委託されている診療所、クリニックなどで受けられることができる。いつでも受けられることが多いが、費用の負担が必要な場合もあるので各施設にお問い合わせください。

検査を無料で受けられる条件等はお住まいの地域によって異なりますので、役所等に問い合わせてください。

### 肝炎ウイルスの治療法・予防法

肝炎ウイルスの治療は近年、飲み薬だけで治療が可能になってきました。  
※治療薬は、効果や副作用を考慮の上、医師の診断により処方されます。

### C型肝炎ウイルスの場合

- 飲み薬を2～3か月服用するだけで95%以上の方がウイルスを完全にゼロにして完治することができます。
- 薬代は1錠数万円もするものもありますが、補助金が出るので高額納税者でなければ月1万円の自己負担が上限です。

### B型肝炎ウイルスの場合

- ウイルスをゼロにすることは難しいのですが、飲み薬で極めて少なくすることが可能です。
- 費用はC型同様、補助金が出るので高額納税者でなければ月1万円の自己負担が上限です。
- 0歳児は無料でB型肝炎ウイルスワクチンの定期接種を受けることが出来ます。生後12か月の間に3回、受けることになります。



Copyright NHK (Japan Broadcasting Corporation) All rights reserved.  
許可なく転載することを禁じます。

## 肝がん・重度肝硬変研究 及び肝がん・重度肝硬変患者への支援のための仕組みの構築(新規)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年度予算 10億円

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

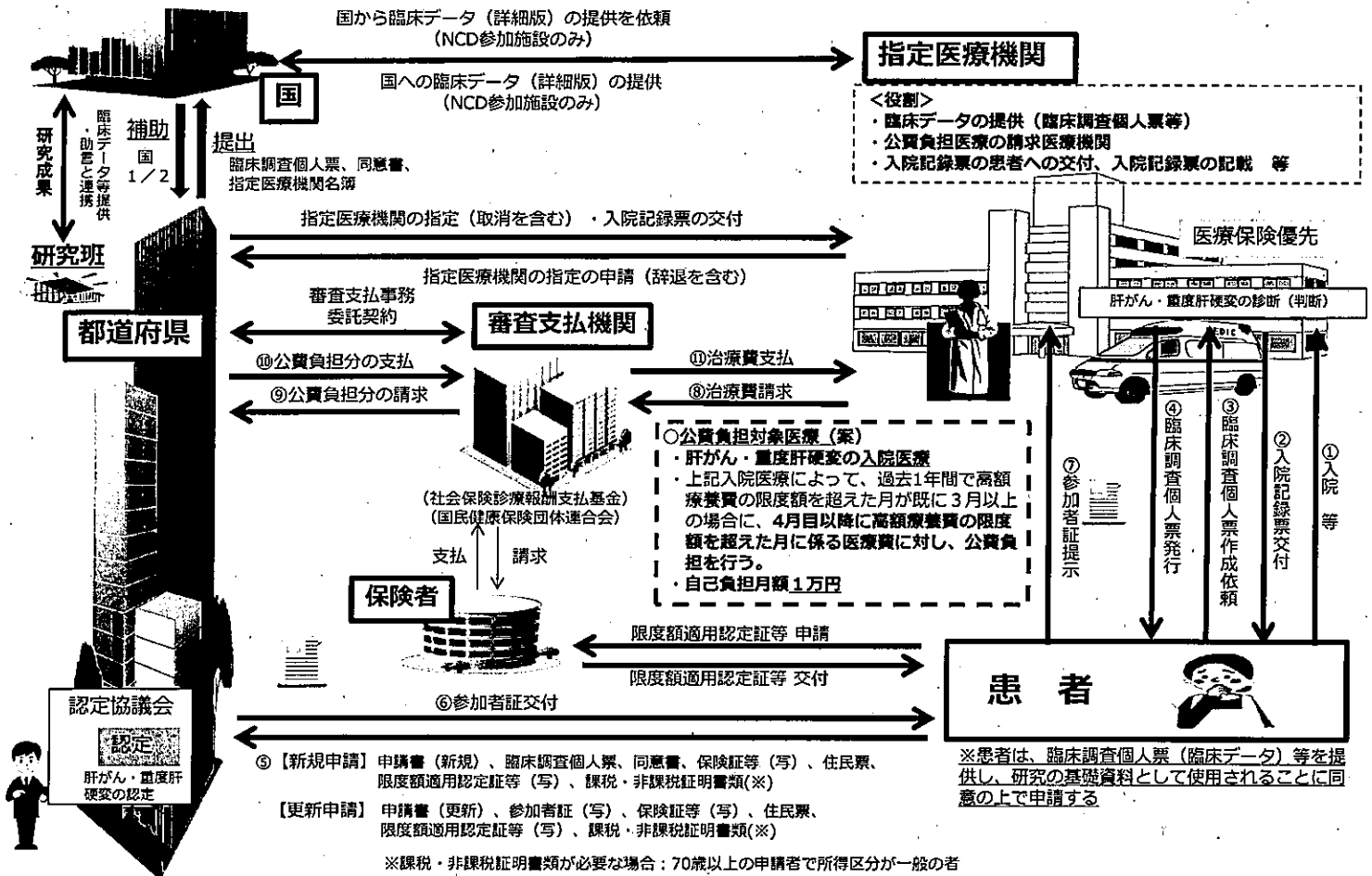
実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者 (所得制限: 年収約370万円未満を対象)
対象医療	肝がん・重度肝硬変の入院医療とし、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月日以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担月額	1万円
財源負担	国 1/2 地方 1/2

## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施要綱骨子

### 実施要綱の主な項目

1. 目的 : B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん及び重度肝硬変の患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築する
2. 実施主体 : 都道府県
3. 定義及び対象医療 : 肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あり、かつ、原則として高額療養費算定基準額が高額療養費多数回該当の場合にある月のもの
4. 対象患者 : 肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者
  - <70歳未満>  
医療保険者が発行する限度額適用認定証、又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
  - <70歳以上75歳未満>  
医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者
  - <75歳以上 (65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入し一部負担金の割合が1割とされている者を含む)>  
後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者
5. 実施方法 : 原則として指定医療機関に事業に必要な費用を交付することにより行う(自己負担月額: 1万円)
6. 認定 : 都道府県知事は、指定医療機関が発行する個人票等(臨床調査個人票及び同意書)を基に認定を行う。  
認定の有効期間は原則として1か年を限度とする。ただし、その期間を更新できるものとする
7. 臨床調査個人票等 : 臨床調査個人票及び同意書の写しを厚生労働大臣へ提出。研究者への提供
8. 関係者の留意事項 : 個人情報の取扱いへの配慮
9. 国の補助 : 都道府県がこの事業のために支出した費用に対し、その2分の1を補助する。  
(医療の国庫補助については、平成30年12月診療分より行う)
10. 経過措置 : 事業の実施から一定期間内に指定を受けた指定医療機関に係る特例

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業イメージ図



## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における入院関係医療の範囲

### 肝がん・重度肝硬変入院関係医療

#### ①肝がん・重度肝硬変入院医療

肝がん及び重度肝硬変の治療目的の入院と判断するための医療（実務上の取扱い 別添3）

肝がんの例)

手術：肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等

薬剤等：化学療法剤（ミリプラチン、ソラフェニブ等）

鎮痛薬（モルヒネ等）

重度肝硬変の例)

手術：食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道静脈瘤結紮術等

薬剤等：肝性浮腫・腹水、難治性腹水等の病名があり、トルパタン等を使用している場合

肝性脳症の病名があり、慢性肝障害時における脳症の改善の効能効果を有する薬剤を使用した場合

#### ②肝がん・重度肝硬変の治療に関連する入院医療

肝がん・重度肝硬変入院医療を受けるために必要となる検査料、入院料その他当該医療に係る入院医療で保険適用となっているもの

例) 入院基本料、血液検査、画像検査（腹部超音波、CT/MRI検査等）、病理検査、薬剤管理料、等

#### ③それ以外の入院医療

肝がん・重度肝硬変入院医療（①）および肝がん・重度肝硬変の治療に関連する入院医療（②）ではない医療

例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療（保険診療外の医療）

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における 指定医療機関の要件および役割

## ①指定医療機関の要件

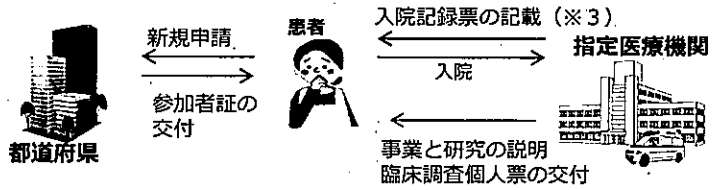
- ・肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができること。
- ・本事業の実施に協力することができること。

## ②指定医療機関の役割

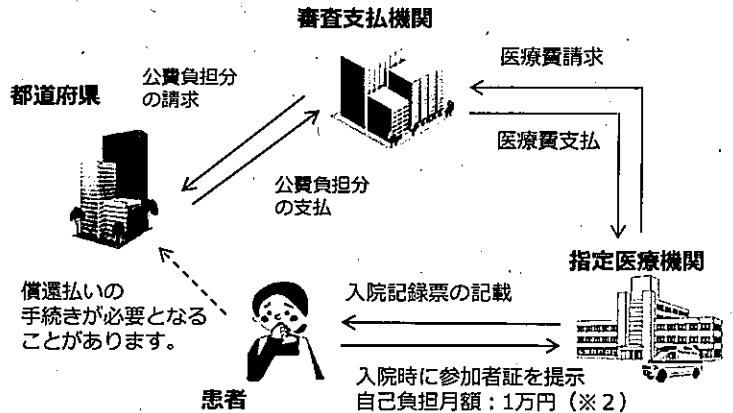
- ・肝がん・重度肝硬変患者がいた場合、本事業についての説明及び入院記録票の交付を行うこと。
- ・入院記録票の記載を行うこと。
- ・肝がん・重度肝硬変入院医療に従事している医師に臨床調査個人票等を作成させ（※1）、交付すること。
- ・本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されたものに限る。）が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
- ・その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること。

※1 対象の患者に対して、臨床調査個人票に記載された内容が、厚生労働科学研究費補助金「肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究」に利用されることに関する説明を実施し、同意を取得することを含みます。

## 4月目の入院※2まで（参加者証の交付まで）

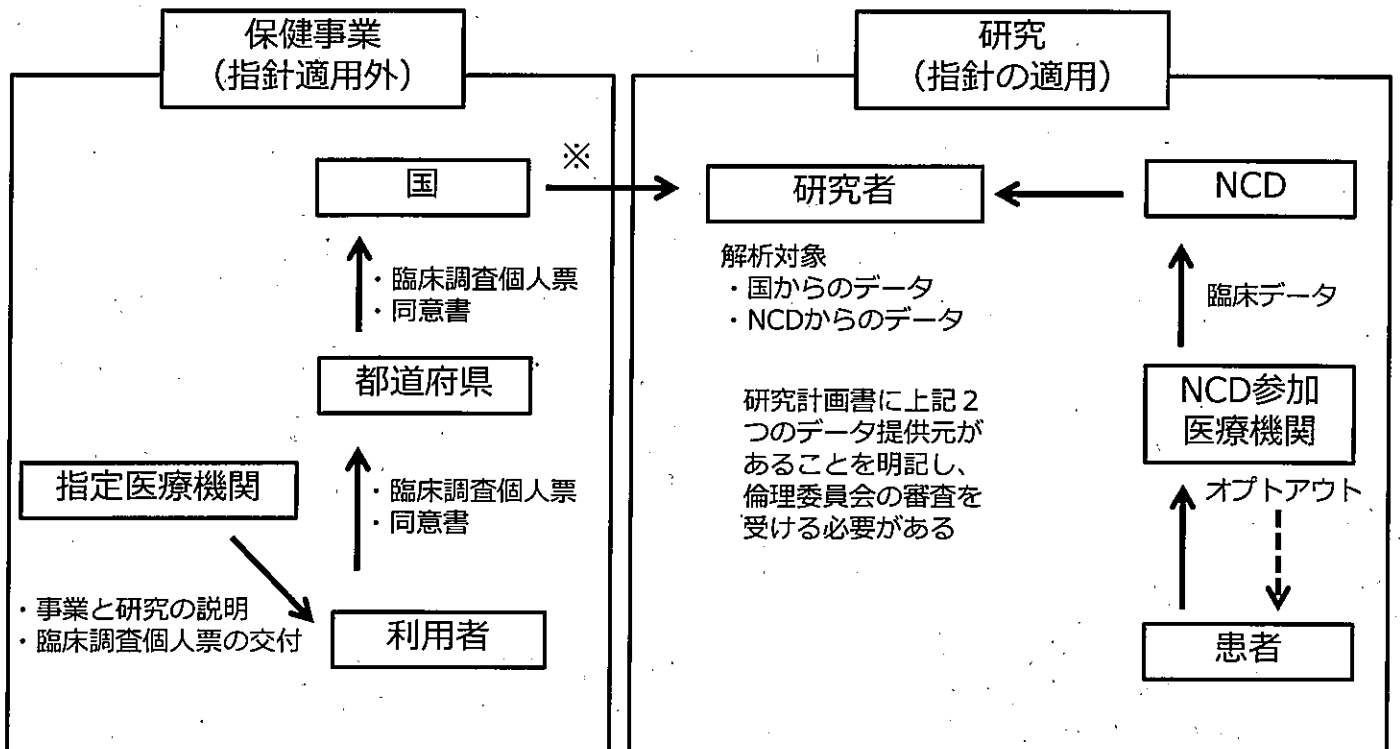


## 4月目以降の入院（制度利用）※2



※2 肝がん・重度肝硬変の入院関係医療が高額療養費に達した場合  
 ※3 肝がん・重度肝硬変の入院関係医療があった場合

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における 事業と研究の関係



※国が臨床調査個人票を研究班に提供することに対する同意が必要

指針：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針  
 （平成29年2月28日一部改正）



## 京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱 改正（案）

## ➤ 主な改正点

## 1 B型慢性肝疾患に対するインターフェロン療法への助成回数の増加

- ・ 2回目の治療まで助成対象とする。
- ・ これまでにインターフェロン製剤（ペグインターフェロン製剤を除く）による治療に続いて、ペグインターフェロン製剤による治療を受けて不成功であったものは、再度ペグインターフェロン製剤による治療を受ける場合において、その治療に対する助成を認める。

## 2 様式における元号の削除

## ➤ 今回の改正での対応は見送った事項

- ・ 核酸アナログ製剤の更新申請手続きの簡素化

## (1) 現状

- ・ 核酸アナログ製剤治療を開始した B 型肝炎患者の多くが長期投与を続けており、毎年 of 病態認定のために医師の診断書（あるいはそれに代わるもの）を提出し、認定協議会の認定を受ける必要がある。

## (2) 厚生労働省の要綱改正

以下について、各都道府県の実情に合わせて導入できるとされた

- ・ 診断書又は検査結果資料を提出したその後 2 年間の更新手続きにおいては、検査結果資料の提出を省略できることができるものとする。  
(処方内容が分かる資料は、毎年 of 更新手続きの際に提出させる)
- ・ 診断書又は検査結果資料が提出された場合を除き、認定協議会での審査を省略できるものとする。

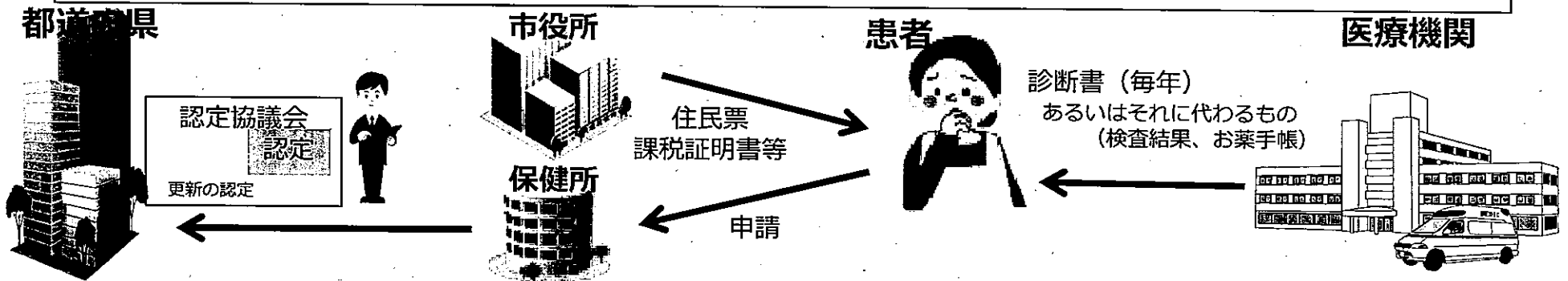
## (3) 京都府の対応

京都府感染症対策委員会肝炎部会（H30.5.18）にて協議を行った。

<肝炎部会での確認事項>

- ・ 検査結果資料の提出を 3 年に 1 度にした場合、核酸アナログ製剤治療を受ける患者の定期的な病態確認が疎かになる懸念がある。  
⇒ 今回の要綱改正では対応しないこととするが、引き続き他府県の状況も踏まえながら、対応を検討することとする。

# 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の更新申請簡素化



## 現状の課題

核酸アナログ製剤治療を開始したB型肝炎患者の多くが長期投与を続けており、かつ、病態の変化が殆ど無いにもかかわらず、毎年の病態認定のために医師の診断書（あるいはそれに代わるもの）を提出し、認定協議会の認定を受ける必要がある

## 現行

更新申請において、  
 ・医師の診断書（あるいはそれに代わるもの）  
 ・認定協議会の開催  
 が、必要

	1年目	2年目	3年目	4年目
交付申請書	○	○	○	○
医師の診断書	○	-	-	-
検査結果	-	○	○	○
お薬手帳	-	○	○	○
被保険者証の写し	○	○	○	○
住民票の写し	○	○	○	○
課税証明書等	○	○	○	○
認定協議会の開催	○	○	○	○

※課税証明書等については、個人番号の活用が可能

## 改善案

数年（3年以内）は診断書（あるいはそれに代わるもの）ではなくお薬手帳の提出のみとし、認定協議会の開催を省略できるようにしてはどうか

	1年目	2年目	3年目	4年目
交付申請書	○	○	○	○
医師の診断書	○	-	-	-
検査結果	-	-	-	○
お薬手帳	-	○	○	○
被保険者証の写し	○	○	○	○
住民票の写し	○	○	○	○
課税証明書等	○	○	○	○
認定協議会の開催	○	-	-	○

※課税証明書等については、個人番号の活用が可能

## 京都府ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領 改正の概要

## ➤ 主な改正点

## 1 定期検査費用の申請において、診断書が省略できる要件を追加

## (1) 現状

- ・ 定期検査費用の請求にあたり、初めて申請する際は医師の診断書の提出が必要である。診断書発行に要する費用は申請者の負担となるため、課税額に応じて定められている自己負担額と併せると、府から支払われる額よりも申請に要した費用が上回ることがあり、申請者数が少ない一因となっている。
- ・ なお、2回目以降の申請で、以前に提出した診断書から病態に変更がない場合は診断書の提出を省略できる。

## (2) 厚生労働省の要領改正

診断書の省略ができる条件を追加

ア 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合

イ 医師の診断書以外のものであって、都道府県が定める方法で病態を確認できる場合。ただし、都道府県が当該確認方法について厚生労働省に事前に申請し、応諾された場合においてのみ、診断書の代わりとできるものとする。

## (3) 京都府の対応

- ・ (2) アについて：今回の改正で京都府実施要領に反映
- ・ (2) イについて：京都府感染症対策委員会肝炎部会（H30.5.18）にて協議<肝炎部会での確認事項>
  - ・ 診断書に記載された事項が網羅され、医療機関から発行される資料は診断書以外にない。
  - ・ 医師が証明する以上、どのような形式にしても文書料が発生する。  
⇒ 今回の要領改正では(2)イについては対応しないこととするが、引き続き他府県の状況も踏まえながら、患者負担の発生しない資料を検討することとする。

## 2 定期検査費用の請求において、個人番号（マイナンバー）の活用により添付資料の一部を省略できる規定の追加

（住民票の写し、市町村民税課税証明書等、住民税非課税証明書）

## 3 様式における元号の削除